

令和2年(2020年)4月8日
政策会議資料
土木部公園みどり室

花とみどりの情報センターの統合について

現在2館運営している花とみどりの情報センターについて、本市の特長である豊かなみどり空間を、市民参画・協働の新たな展開により、更に魅力向上させるため、江坂花とみどりの情報センターを廃止し、その機能を千里花とみどりの情報センターに令和3年(2021年)4月1日から統合しようとするものです。

1 概要及び経過

本市は、江坂公園内に、緑化普及啓発施設として「江坂花とみどりの情報センター」(以下「江坂はなみど」という。)を、千里ニュータウンプラザに、調査・研究等を通じたみどりのまちづくり実践型シンクタンクとして「千里花とみどりの情報センター」(以下「千里はなみど」という。)をそれぞれ開設し、千里はなみどを本拠点と位置付け、現在2か所で管理運営を行っているところです。

近年、市民ニーズの多様化やインターネットの普及等により、緑化相談件数は減少しています。一方で、都市におけるみどりのオープンスペースとして都市公園をまちづくりに活用し、民との連携により都市の魅力を向上させる取組が各地で行われており、現在、千里はなみどが担っている市民の自主的な活動を支援する機能の重要性が増しているところです。

このような状況等から、江坂はなみどの緑化普及啓発の知識と技術を、本拠点である千里はなみどの機能と融合することが最適であるとして、江坂はなみどを廃止する方向性について、令和2年(2020年)1月の企画会議において確認されています。

その後に行ったパブリックコメントにより提出された市民意見への対応を検討の上、2施設を統合しようとするものです。

2 統合による効果

千里はなみどでは、今あるみどりの価値を高めるため、公園を主体的に使いたい市民への支援として「すいた公園『つかう』プロジェクト」を開始するなど、新たな取組が全国の類似施設からも注目されています。公園等の維持管理に参加するボランティアの育成だけでなく、都市公園を健康づくりや子育て、地域のにぎわい等に活用しようとする主体的に取り組む市民を支援するという、新たな施策展開により、本市の特長である都市公園をはじめとする豊かなみどりの価値や魅力を一層向上させていきます。

3 パブリックコメントについて

(1) 意見募集期間

令和2年2月6日（木）～3月6日（金）

(2) 提出意見数

38件（16通）

(3) 主な提出意見

- ・施設の統合に関するもの（統合に反対、統合するのであれば江坂等） 9件
- ・施設でのボランティア活動に関するもの（活動場所の確保等） 5件
- ・今後の施設利用に関するもの（講習室等の利用が不便にならないか等） 4件
- ・骨子案以外の意見として、江坂公園複合施設の活用に関するもの（展示室やインナーガーデンは市民の憩いの場に、江坂図書館の拡張等） 12件

(4) 提出意見への対応

江坂はなみどの展示スペースやインナーガーデンを市民の憩いの場に、という意見等も踏まえ、跡地については江坂図書館等、複合施設所管部署とも連携し、江坂公園全体の魅力向上につながる活用を検討していきます。また、ボランティア活動への支援、緑化相談、園芸図書の閲覧といった、江坂はなみどのこれまでの機能の一部は、引き続き確保できる方策について検討していきます。

4 改正の内容

(1) 条例

ア 第2条（名称及び位置）

名称を「花とみどりの情報センター」に、位置を「吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部」に変更します。

イ 別表（第7条関係）

「1 江坂花とみどりの情報センター使用料」を削除し、「2 千里花とみどりの情報センター使用料」を「花とみどりの情報センター使用料」に変更します。

(2) 施行規則

ア 第3条（休館日等）

江坂はなみどの休館曜日の記載を削除します。

5 今後の予定（案）

令和2年5月定例会	花とみどりの情報センター条例の一部改正の提案
令和2年7月～10月	次期指定管理者公募選定手続き
令和2年11月定例会	指定管理者指定の提案
令和3年4月1日	一部改正後の花とみどりの情報センター条例及び同条例施行規則の施行 次期指定管理者による管理運営開始